

第1次鳥羽市ごみ処理基本計画 (案)



令和3年3月

鳥羽市

目 次

第1章 計画の基本的事項	1
第1節 計画策定の目的	1
第2節 本計画の位置付け	1
第3節 計画期間	2
第2章 ごみ処理の現状と課題	3
第1節 ごみ処理の流れ	3
第2節 ごみ排出量の状況	4
1. ごみ排出量、排出種別	4
2. ごみの組成割合	5
3. 資源ごみの排出量	5
4. 現状の分別区分	6
第3節 ごみ資源化及び減量化の取組み	7
1. 資源化の取組み	7
2. 減量化の取組み	7
第4節 ごみ処理体制の状況	8
1. 収集・運搬の状況	8
2. 中間処理の状況	12
3. 最終処分の状況	14
第3章 目指す姿	15
第1節 基本理念	15
第2節 基本方針	15
第4章 方針と施策	16
第1節 ごみ処理の方針	16
第2節 ごみ排出量の予測	17
第3節 基本目標	18
第4節 具体的な施策	19

1. 3Rの推進	19
2. 循環型社会の推進	21
3. 適正なごみ処理の推進	22
第5節 SDGsと本計画の関連について	23
第6節 収集・運搬・中間処理・最終処分計画	24
1. 収集・運搬計画	24
2. 中間処理計画	25
3. 最終処分計画	26
第7節 稼働終了施設の方角性	26
1. 焼却施設	26
2. 最終処分施設	26
第8節 その他ごみ処理計画	27
1. 特別管理一般廃棄物の処理	27
2. 感染症に係る廃棄物の処理	27
3. 処理困難物の処理	27
4. 災害廃棄物対策	28
第5章 計画の推進	29

第1章 計画の基本的事項

第1節 計画策定の目的

本市においては、三重県の掲げる「ごみゼロ社会」の実現を目指して、平成22年に一般廃棄物処理基本計画（以下「前計画」という。）を改定し、循環型社会の構築に向けたごみ処理施策を推進してきた。また、鳥羽志勢広域連合（以下「広域連合」という。）の広域ごみ処理施設「やまだエコセンター」の施設整備に併せて、平成26年4月から志摩市とともに分別区分の統一を図るなど効率的なごみ処理を行ってきた。

前計画の計画期間内には、市民や事業者とともにごみの減量化、資源化への取り組みを行ってきたが、ごみの排出量は概ね減少したものの、リサイクル率の向上には至っていない状況にある。ごみ処理に要する費用を削減するための継続的な取り組みを行うとともに、ごみの減量等を各家庭で意識してもらうために設定したごみ袋の価格についても市民の理解を求めていかなければならない。

さらに、本市では離島からのごみの搬出に海上輸送を要することや、ポイ捨てや不法投棄によるプラスチックごみ等の海岸漂着物対策などが課題として挙げられる。なお、近年では廃プラスチックの有効利用率の低さや海洋プラスチック等による環境汚染が世界的にも問題となっている。

こうした本市における課題やSDGsの目標などを踏まえ、ごみゼロ社会を実現していくには、市民・事業者・行政がそれぞれの役割と責任を果たし、地域レベルで対応していくことが求められる。加えて、地域の特性や経済性を考慮してごみ処理体制の最適化を図っていく必要がある。

環境への負荷が少ない持続可能な社会を目指すために前計画を改め、「第1次鳥羽市ごみ処理基本計画」（以下「本計画」という。）を策定し、さらなる適正なごみ処理を目指しながら、廃棄物の減量化及び資源化を推進していく。

第2節 本計画の位置付け

本計画は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）（以下「廃棄物処理法」という。）第6条第1項及び廃棄物処理法施行規則（昭和46年厚生省令第35号）第1条の3に基づく一般廃棄物の処理に関する基本的事項を定める基本計画であり、市が長期的・総合的な視点からごみ処理を中心とした施策方針を示すものである。なお、本計画と既存の生活排水対策推進計画を合わせて法定計画である「一般廃棄物処理計画」とする。

本計画の策定にあたっては、図1-1のとおり、関係法令や他の計画等と整合を図るものとする。

また、本計画の実施のための必要な各年度の事業については、一般廃棄物処理実施計画として毎年度定めることとする。

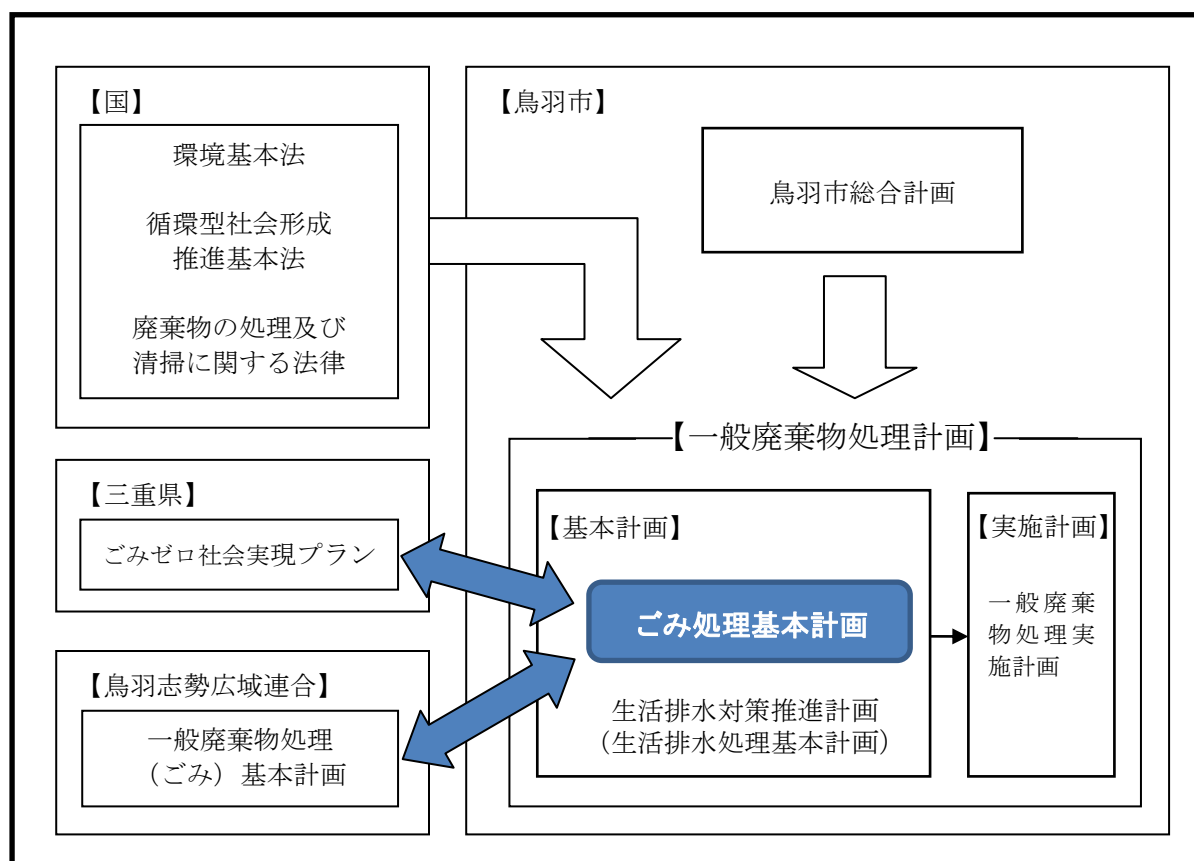


図 1 - 1 鳥羽市ごみ処理基本計画と関連計画等

第 3 節 計画期間

本計画の計画期間は令和3年度から令和12年度までの10年間とする。計画期間中は令和7年度を中間目標年度とし、計画策定の前提となっている諸条件に変動があった場合には見直しができるものとする。

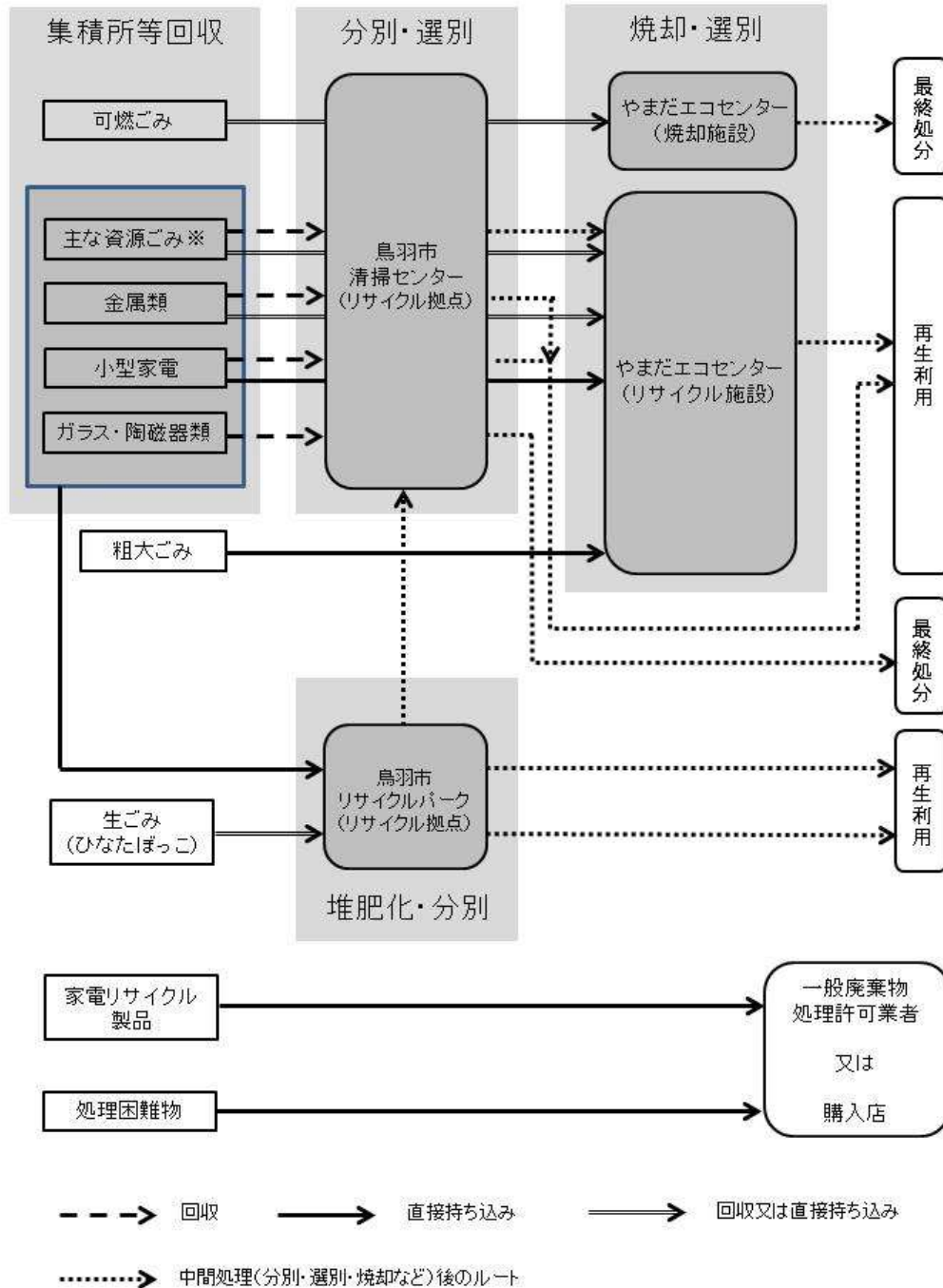
年度	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12
内容・計画期間	← 計画期間：10 年間 →									
	開始年度				中間目標年度					目標年度

図 1 - 2 計画期間と目標年度

第2章 ごみ処理の現状と課題

第1節 ごみ処理の流れ

平成26年4月以降のごみ処理の流れを図2-1に示す。



※ 主な資源ごみとは、びん類、缶類、ペットボトル、白色トレイ・発泡スチロール、その他プラスチック製容器包装、雑がみ、紙類、蛍光管・廃乾電池をいう。
 なお、詳細な分別品目については、P7を参照。

図2-1 ごみ処理の流れ

第2節 ごみ排出量の状況

1. ごみ排出量、排出種別

ごみの排出量は図2-2のとおり減少傾向である。

また、生活ごみが若干多く、ごみの排出量に占める生活ごみ、事業系ごみの割合は毎年ほぼ一定となっている（図2-3）。

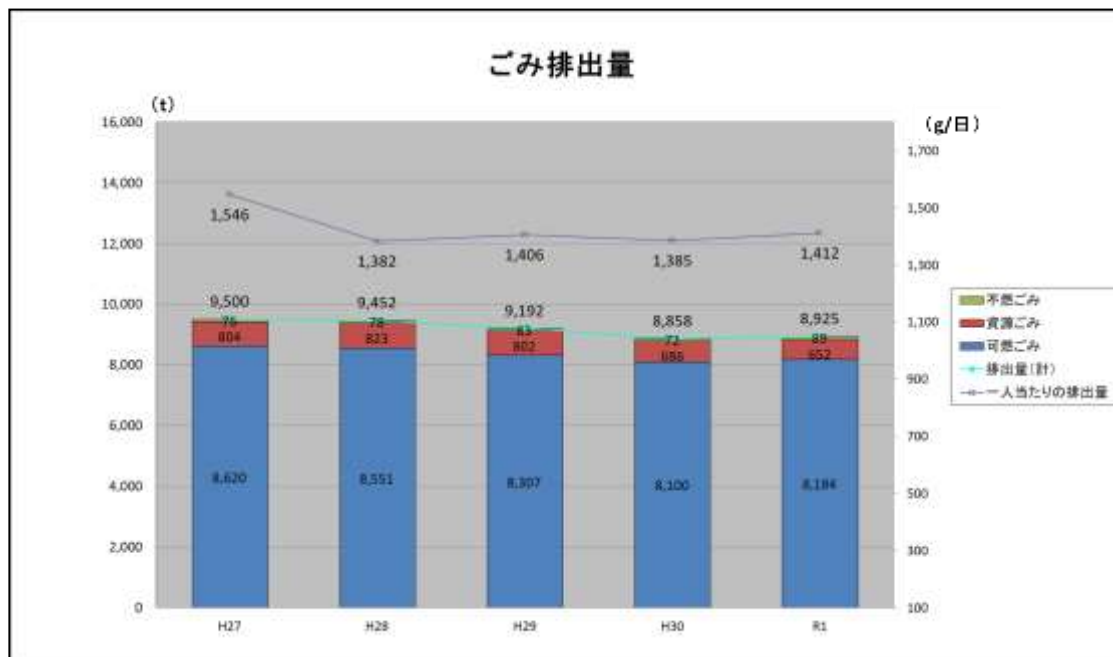


図2-2 ごみ排出量

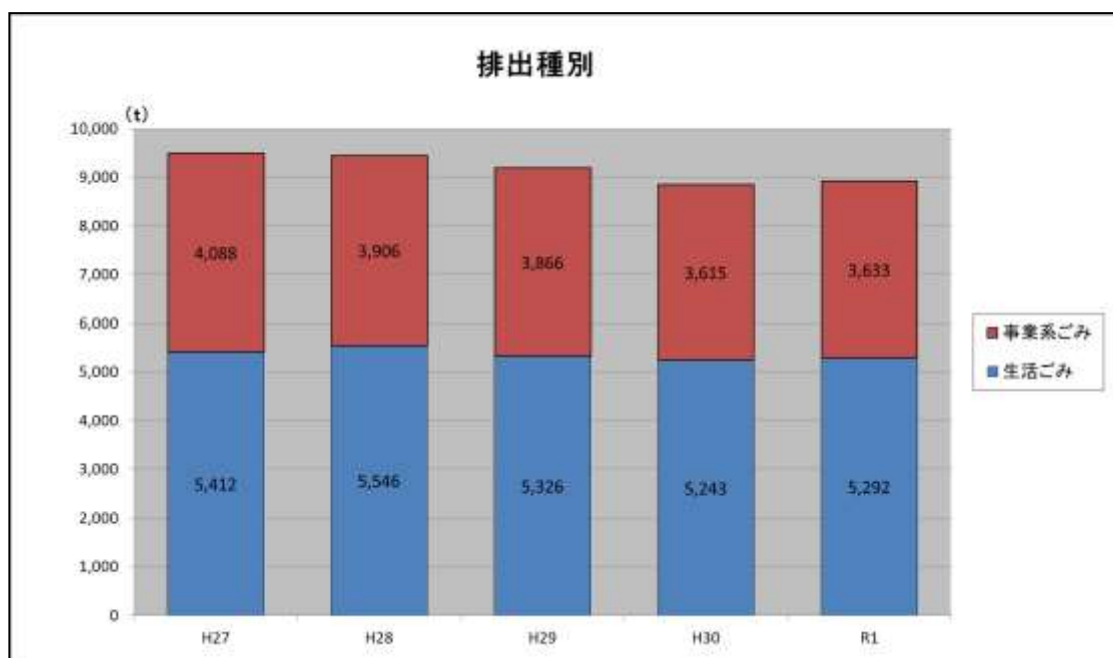


図2-3 排出種別

2. ごみの組成割合

やまだエコセンターにおける平成27年度～令和元年度の5年間のごみ組成分析結果を図2-4に示す。5年間の平均種別組成割合は、紙・布類が43.9%と最も高く、次いでビニール・樹脂・皮革類が26.0%、厨芥類※が16.7%となっている。

※厨芥類とは野菜くず・調理くずなどの生ごみのこと。

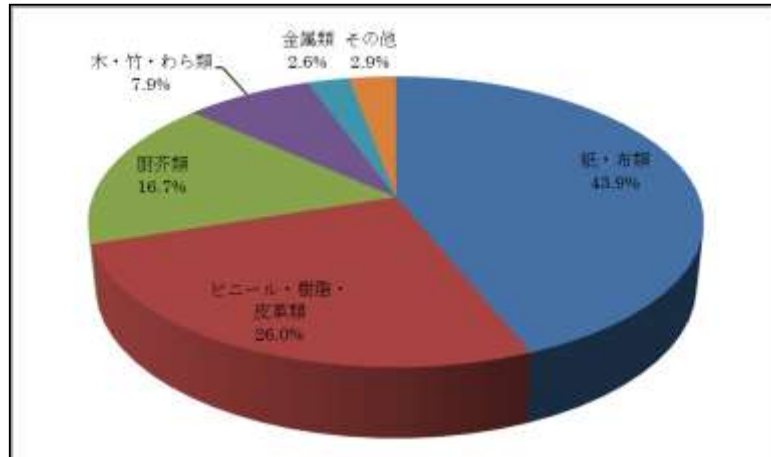


図 2 - 4 ごみの組成割合

3. 資源ごみの排出量

市では次の種類に分けて資源ごみの回収を行っており、種別別排出量の状況は図2-5のとおりである。

答志島清掃センターでの焼却処理を終了したことに伴い、可燃ごみに混入されていた段ボール、新聞、雑誌などを資源ごみとして回収したため、平成30年度から紙類が増加した。

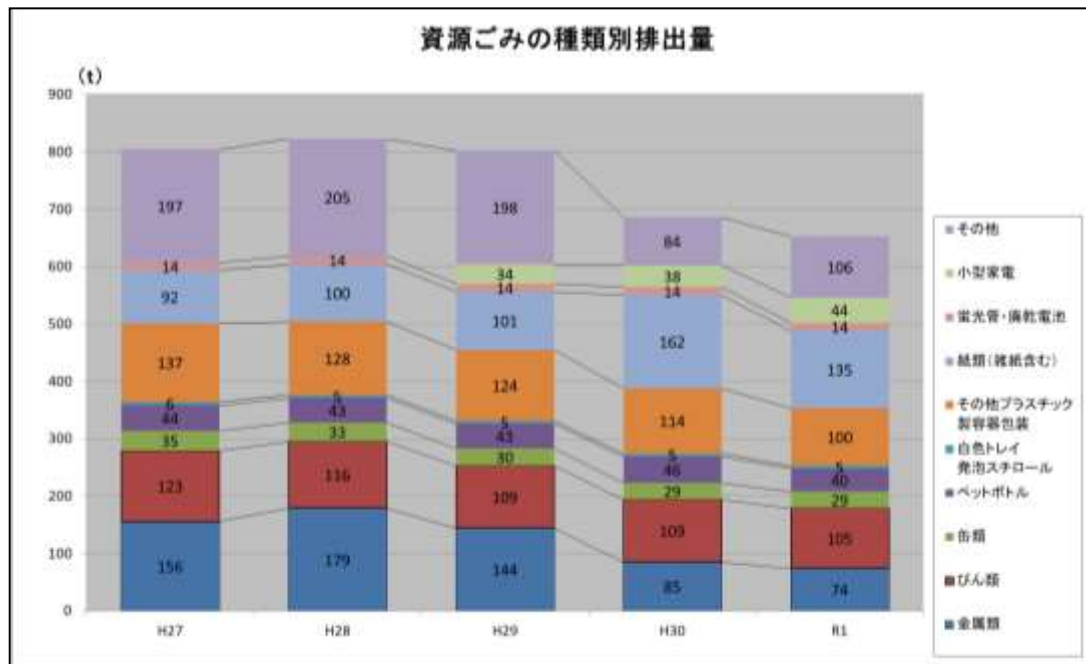


図 2 - 5 資源ごみ

4. 現状の分別区分

市では次の種類に分けてごみの回収を行っている。

ただし、離島地区においては、一部分別区分が異なる場合がある。

可燃

可燃ごみ（燃やせるごみ）

- 生ごみ
- ゴム製品
- 皮革製品・衣類
- プラスチック製品
- 資源にならない紙
- 草、葉っぱ、木の枝

金属類

金属類（破碎後リサイクルするごみ）

- 金属製品
- お菓子などの缶
- 刃物、ライター など

プラ・紙

雑がみ

- 紙箱
- 包装紙
- ポスター
- トイレトペーパーの芯、ラップの芯

プラ・紙

紙類

町内会でリサイクル活動を行っている場合はそちらにご協力願います。

- 新聞紙、チラシ
- 雑誌・本類
- 段ボール
- 飲料用パック

プラ・紙

その他プラスチック製容器包装

- トレイ類
- カップ、パック類
- ネット類
- ポリ製品
- ボトル類
- フタ、キャップ類

プラ・紙

白色トレイ・発泡スチロール

- 白色トレイ
- 発泡スチロール

リサイクル

缶

- アルミ缶
- スチール缶
- 缶づめ缶
- ペットフード缶

リサイクル

びん

- 無色（透明）
- 茶色
- その他の色

リサイクル

ペットボトル

- ペットボトル

リサイクル

ガラス・陶磁器類

- ガラス製・陶磁器製のコップ
- 茶碗
- ガラス製品
- 鏡
- 電球、グローランプ
- 漬物用びん

リサイクル

スプレー缶

- スプレー缶、カセットボンベ

リサイクル

乾電池

- 乾電池
- マンガン電池
- アルカリ電池

リサイクル

蛍光管

- 蛍光管

粗大ごみ

- タンス
- ベッド
- 机
- 畳
- 自転車

家電リサイクル製品

- エアコン
- テレビ
- 冷蔵庫・冷凍庫
- 洗濯機、衣類乾燥機

処理困難物

- スプリング入り家具
- 漁業用・農業用廃材、機器類
- コンクリート、建築廃材
- 在宅医療廃棄物
- 自動車、バッテリー、タイヤ

6

第3節 ごみ資源化及び減量化の取組み

1. 資源化の取組み

1) ごみ袋の販売価格の見直し

平成19年度よりごみ袋の販売価格（表2-1）に収集・運搬、中間処理、最終処分などのごみ処理に係る費用を反映した新しいごみ袋での収集を開始し、ごみの排出量に応じて負担する仕組みとなっている。ごみを排出する市民のコスト意識を高め、可燃ごみの減量化を推進しながら、可燃ごみとして処理されている資源ごみのリサイクルに取り組んでいる。

表2-1 ごみ袋の販売価格

種類	大きさ	価格
ミニ	10ℓ	100円/10袋
小	20ℓ	200円/10袋
中	30ℓ	300円/10袋
大	45ℓ	450円/10袋
特大	90ℓ	900円/10袋

2) 再生資源回収事業奨励金

この事業は再生資源の回収を行う団体に対し、奨励金を交付することにより、市民の分別意識を高め、資源のリサイクルを推進している。

2. 減量化の取組み

1) 家庭用生ごみ処理容器購入費補助金

家庭用生ごみ処理容器を購入した市民に対し、補助金を交付し、生ごみの自家処理を促進している。

2) 事業系生ごみ処理機設置事業補助金

事業系生ごみ処理機を設置する事業者に対して、補助金を交付し、市内の事業所から排出される生ごみの資源化を促進している。

3) 生ごみ堆肥化事業

鳥羽市リサイクルパークでは、生ごみ堆肥化ケース「ひなたぼっこ」（以下「ひなたぼっこ」という。）を使って1次処理した家庭の生ごみを堆肥化する取り組みを行っている。可燃ごみとして捨てられてしまう生ごみを堆肥として再利用することで、再資源化とともにごみの減量化に努めている。また、NPOとばりサイクルネットワーク（以下「NPO法人」という。）に事業の運営を委託し、市民と行政の協働を推進している。

第4節 ごみ処理体制の状況

1. 収集・運搬の状況

市では地域的な特性に配慮した収集・運搬を行っている。特に離島では島内ですべてのごみを処理できないため、地元で収集・運搬方法について理解を求めながら本土の処理施設で処理を行っている。

本土、離島の収集・運搬の詳細は次のとおりである。

1) 本土の状況

本土におけるごみの収集・運搬の状況は表2-2のとおりである。

表2-2 ごみの収集・運搬の状況【本土】

収集区分	分別区分	収集方法	収集頻度	収集方式	収集場所
可燃	可燃ごみ	指定ごみ袋	週2回	委託	集積所
金属類	金属類	指定ごみ袋	月1回	委託	集積所
プラ・紙	雑紙	指定ネット	月2回	直営	集積所
	紙類	ひもで縛る			
	その他プラスチック製容器包装	指定ネット		委託	
	白色トレイ・発泡スチロール	指定ネット		直営	
リサイクル	缶	指定コンテナ	月2回	直営	集積所
	びん	指定コンテナ			
	ペットボトル	指定コンテナ		委託	
	小型家電	指定コンテナ		直営	
	ガラス・陶磁器類	指定コンテナ			
	スプレー缶	指定コンテナ			
	乾電池	指定コンテナ			
	蛍光管	指定コンテナ			
	粗大ごみ	×	×	—	やまだエコセンター
	家電リサイクル製品（※1）	×	×	—	
	処理困難物（※2）	×	×	—	

※1 家電リサイクル製品は次の方法により排出者による処理を推進している。

- ①買い替えをする店か過去に購入した店などで引き取り
- ②家電リサイクル券を郵便局で購入し、リサイクル券とともに指定引取業者に持ち込み
- ③鳥羽市一般廃棄物収集運搬許可業者に依頼

※2 処理困難物は次の方法により排出者による処理を推進している。

- ①販売店または購入店に処理を依頼
- ②廃棄物処理業者に処理を依頼

注）※1、※2以外はやまだエコセンターへ持ち込み可

2) 離島の状況

① 答志町（答志地区）

答志町（答志地区）におけるごみの収集・運搬の状況は表2-3のとおりである。

答志地区はごみの排出量を考慮し、金属類とリサイクルは別日に収集を行っている。

表 2 - 3 ごみの収集・運搬の状況【答志町（答志地区）】

収集区分	分別区分	収集方法	収集頻度	収集方式	収集場所
可燃	可燃ごみ	指定ごみ袋	週2回	委託	集積所
金属類	金属類	指定ごみ袋	月2回	委託	集積所
リサイクル	雑紙	指定袋	月2回	直営・委託	集積所
	紙類（段ボールを除く）	指定袋			
	紙類（段ボール）	指定コンテナ			
	その他プラスチック製容器包装	指定ネット			
	白色トレイ・発泡スチロール	指定ネット			
	缶	指定袋		委託	
	びん	指定コンテナ			
	ペットボトル	指定袋		直営・委託	
	小型家電	指定コンテナ			
	ガラス・陶磁器類	指定コンテナ			
	スプレー缶	指定コンテナ			
	乾電池	指定コンテナ			
	蛍光管	指定コンテナ			
	粗大ごみ	パレット	年4回	委託	指定場所
	家電リサイクル製品（※1）	×	×	—	
	処理困難物（※2）	×	×	—	

※1、※2は本土と同一

※可燃ごみ及び紙類（段ボール）については、地域の実情に応じた収集を行っている。

②答志町（和具地区）、桃取町

答志町（和具地区）、桃取町におけるごみの収集・運搬の状況は表2-4のとおりである。

表 2 - 4 ごみの収集・運搬の状況【答志町（和具地区）、桃取町】

収集区分	分別区分	収集方法	収集頻度	収集方式	収集場所
可燃	可燃ごみ	指定ごみ袋	週2回	委託	集積所
リサイクル	金属類	指定ごみ袋	月2回	委託	集積所
	雑紙	指定袋		直営・委託	
	紙類（段ボールを除く）	指定袋			
	紙類（段ボール）	指定コンテナ			
	その他プラスチック製容器包装	指定ネット			
	白色トレイ・発泡スチロール	指定ネット			
	缶	指定袋		委託	
	びん	指定コンテナ			
	ペットボトル	指定袋		直営・委託	
	小型家電	指定コンテナ			
	ガラス・陶磁器類	指定コンテナ			
	スプレー缶	指定コンテナ			
	乾電池	指定コンテナ			
	蛍光管	指定コンテナ			
	粗大ごみ	パレット	年4回	委託	指定場所
	家電リサイクル製品（※1）	×	×	—	
	処理困難物（※2）	×	×	—	

※1、※2は本土と同一

※可燃ごみ及び紙類（段ボール）については、地域の実情に応じた収集を行っている。

③坂手町、菅島町、神島町

坂手町、菅島町、神島町におけるごみの収集・運搬の状況は表2-5のとおりである。

表 2 - 5 ごみの収集・運搬の状況【坂手町、菅島町、神島町】

収集区分	分別区分	収集方法	収集頻度	収集方式	収集場所
可燃	可燃ごみ	指定ごみ袋	週1回	委託	集積所
リサイクル	金属類	指定ごみ袋	月2回	委託	集積所
	雑紙	指定袋		直営・委託	
	紙類	指定袋			
	その他プラスチック製容器包装	指定ネット			
	白色トレイ・発泡スチロール	指定ネット			
	缶	指定袋		委託	
	びん	指定コンテナ			
	ペットボトル	指定袋		直営・委託	
	小型家電	指定コンテナ			
	ガラス・陶磁器類	指定コンテナ			
	スプレー缶	指定コンテナ			
	乾電池	指定コンテナ			
	蛍光管	指定コンテナ			
	粗大ごみ	パレット	年4回	委託	指定場所
	家電リサイクル製品（※1）	×	×	—	
	処理困難物（※2）	×	×	—	

※1、※2は本土と同一

2. 中間処理の状況

平成26年4月に広域連合のやまだエコセンターが稼働し、計画対象区域から排出される一般廃棄物の中間処理※を行っている。

市の本土、離島の施設の状況は下記のとおりである。

※中間処理とは埋め立てを行う前に可燃ごみの焼却、金属類、粗大ごみの破碎、資源ごみの選別などで減量化・再資源化すること。

1) 本土の施設

①やまだエコセンター（表2-6）

市と広域連合の取り決めにより、市内から排出されるごみはやまだエコセンターでの中間処理を基本としている。なお、広域連合が民間に委託して施設の維持管理を行っている。

表 2 - 6 やまだエコセンターの概要

施設名称		やまだエコセンター
所在地		三重県志摩市磯部町山田 800 番地
供用開始		平成 26 年 4 月
焼却施設 (高効率ごみ発電施設)	施設規模	95t/日 (47.5t×2 炉)
	受入・供給設備	ピットアンドクレーン方式
	処理方式	シャフト式ガス化溶融炉
	燃焼ガス冷却設備	廃熱ボイラ方式
	排ガス処理設備	ろ過式集じん、消石灰、活性炭吹込
	余熱利用設備	タービン発電
リサイクル施設 (リサイクルセンター)	処理方式	破碎、選別、圧縮成型、梱包、貯留
	施設規模	・ 不燃・粗大ごみ 20.2t ・ びん類 4.2t ・ 缶類 2.6t ・ ペットボトル 1.7t ・ トレイ類 0.4t ・ その他プラスチック製容器包装 2.5t ・ 雑がみ 0.9t ・ 紙類 14.3t ・ 蛍光管・廃乾電池 0.2t - 計 47.0t

②鳥羽市清掃センター（リサイクル拠点）（表2-7）

鳥羽市清掃センターでは、市の直営にて各集積所や鳥羽市リサイクルパークで回収した資源ごみなどを分別・選別している。その後、やまだエコセンター等を経て最終処分または再生利用される。

表 2 - 7 鳥羽市清掃センターの概要

施設名称	鳥羽市清掃センター
所在地	鳥羽市松尾町字西片ビタ 1240-9
供用開始	昭和 53 年 4 月
処理方式	選別、分別

※鳥羽市清掃センターの焼却炉は稼働を終了しているため、焼却処理は行っていない。

③鳥羽市リサイクルパーク（リサイクル拠点）（表2-8）

鳥羽市リサイクルパークでは、市がNP0法人に運営を委託し、可燃ごみ、粗大ごみを除く資源ごみの受け入れやひなたぼっこを使った生ごみの堆肥化に取り組んでいる。

生ごみ堆肥化の取り組みについては、先進的な事例として注目を集め、国内外からも多くの視察を受け入れている。この事業を広く周知するためSNS等を活用して情報発信を行っている。

表 2 - 8 鳥羽市リサイクルパークの概要

施設名称	鳥羽市リサイクルパーク
所在地	鳥羽市大明東町 2090-420
供用開始	平成 19 年 4 月
処理方式	分別、生ごみ堆肥化

④紙リサイクルステーション

紙のリサイクルを促進するため、各地域に市が紙リサイクルステーションを設置した。回収した紙は、各町内会、自治会で民間の回収業者に売り払うなど自発的な取り組みが行われている。

2) 離島の施設

①市設生ごみ処理機

可燃ごみの運搬費用を削減するため、坂手町、菅島町、神島町に市が生ごみ処理機を設置し、表2-9のとおり生ごみの島内処理を行っている。

表 2 - 9 市設生ごみ処理機の概要

施設名称	市設生ごみ処理機（坂手）	市設生ごみ処理機（菅島）	市設生ごみ処理機（神島）
所在地	鳥羽市坂手町 340	鳥羽市菅島町 407-68	鳥羽市神島町 602-2
処理方式	バイオ方式	バイオ方式	バイオ方式
処理能力	100kg/日処理…2 台	100kg/日処理…3 台 50kg/日処理…1 台	100kg/日処理…2 台

②ストックヤード

表2-10のとおり、ストックヤードを設置し、離島から排出されるリサイクルごみの分別促進を行っている。また、島内のリサイクルごみを一定期間保管し、海上輸送の回収を減らすことで経費の削減の効果もある。

なお、この施設の管理は町内会へ委託している。

表 2 - 1 0 スtockヤードの概要

施設名称	答志島ストックヤード	桃取ストックヤード	和具ストックヤード	神島環境美化促進施設	坂手環境美化促進施設	菅島廃棄物集積場
所在地	鳥羽市答志町 1354-3	鳥羽市桃取町 93-3	鳥羽市答志町 892-1	鳥羽市神島町 602-2	鳥羽市坂手町 340	鳥羽市菅島町 112-6
供用開始	平成 15 年 11 月	平成 20 年 2 月	平成 20 年 2 月	平成 12 年 3 月	平成 12 年 3 月	平成 16 年 2 月

3. 最終処分状況

一般的に廃棄物は、焼却や破碎、資源化などの中間処理によって可能な限り減量化、再資源化されるが、焼却または再資源化が困難なものについては埋め立てによる最終処分を行っている。

本市においては、鳥羽市清掃センター最終処分場及び菅島一般廃棄物最終処分場の2か所で埋め立てによる最終処分を行っていたが、平成26年4月からごみ処理を広域化したことに伴い、同年3月末をもって両施設での埋め立てを終了した。現在、焼却または再資源化が困難なガラス・陶磁器類等は市外で最終処分を行っている。

また、可燃ごみは、やまだエコセンターにて焼却処理されるが、焼却した後に残った灰は広域連合が民間に委託して最終処分を行っている。

第3章 目指す姿

本市のごみ処理状況や現行計画の振り返りを踏まえ、新たなごみ処理基本計画における基本理念、基本方針を以下のとおりとする。

第1節 基本理念

ごみゼロを目指し、持続可能な循環型社会を推進する

市民・事業者・行政が一体となって、限りなくごみゼロを目指し、ごみの減量化を図り、廃棄物を最大限資源として有効利用される「循環型社会」の実現を目指す。

第2節 基本方針

1. 3R（発生抑制・再使用・再資源化）を推進

市民・事業者・行政が一体となり、ごみを作らない発生抑制（リデュース）・ごみとして捨てるのではなく、必要な方が繰り返し使用する（リユース）・資源を有効活用する再資源化（リサイクル）を推進する。

2. 循環型社会の推進

市民のごみの分別や減量化に対する理解を深め、循環型社会を推進する。

3. 適正なごみ処理の推進

地域特性と経済性を踏まえた住民サービスの提供に努め、さらに環境負荷の低減を推進する。

第4章 方針と施策

第1節 ごみ処理の方針

本市は、ごみ処理の方法を「排出」、「収集・運搬」、「処理・処分」の3段階にわけ、各段階の責任者（処理主体）と今後の展開を次のとおりとする。

1）排出段階

排出の主体は、市民及び事業者とし、本市は主体の支援をし、減量化・資源化に取り組むものとする。

①本土

可燃ごみに含まれる資源ごみのリサイクルに取り組み、ごみの資源化を図る。特に生ごみは、鳥羽市リサイクルパークを活用し、各家庭から排出された生ごみの減量化・堆肥化を行う。

②離島

可燃ごみに含まれる資源ごみのリサイクルに取り組み、ごみの資源化を図る。特に生ごみは、市設生ごみ処理機により減量化、堆肥化を図る。

2）収集・運搬段階

収集・運搬の主体は市とし、一般廃棄物の効率的な収集運搬体制の維持に努めるものとする。特に離島のごみ処理体制については、地域内にごみ焼却施設がなく、本土に輸送して処理せざるを得ないことから、当面は現状の体制を継続しつつ、できるかぎり島内でのごみ減量化に努めるものとする。今後も海上輸送または島内処理について、サービス向上と経費削減の観点から適切な方法を検討していくものとする。

なお、海上輸送業務に係る経費は、市財政の大きな負担となっていることから、引き続き国や県に財政的支援を求めていくものとする。

ただし、事業系一般廃棄物については下記のとおりとする。

①本土

事業者が排出する一般廃棄物は事業者自らの責任において処理することを原則とする。

②離島

事業者が排出する一般廃棄物は事業者自らの責任において処理することを原則とするが、海上輸送費にかかる負担を軽減するため、生活系一般廃棄物と併せて処理することができるものとする。

3) 処理・処分段階

中間処理及び最終処分の処理主体は、広域連合及び市が行うものとする。

①本土

中間処理は広域連合と市の取り決めにより、引き続きやまだエコセンターでの処理を基本とし、一部の資源ごみについては市独自での処理を行う。

焼却または再資源化による処理が困難なガラス・陶磁器類等は市外で埋め立てによる最終処分を行う。

②離島

中間処理、最終処分は離島においても本土と同様に処理を行う。

なお、坂手町、菅島町、神島町においては、これまでどおり市設生ごみ処理機による島内処理を行う。

また、答志島の3地区においては、市設生ごみ処理機を設置していないため、生ごみは可燃ごみとして島外への搬出を継続する。並行して、サービス向上と経費削減の観点からごみ減量化の手法を検討するものとする。

第2節 ごみ排出量の予測

ごみ排出量の予測については、平成26年4月からの広域処理に伴い、平成26年度から令和元年度までのごみ排出量を参考に予測した。予測については市民・事業者・行政による減量化・リサイクルの取り組みが現状のまま変わらないと仮定して推計を行った。その結果、削減率は毎年1.3%と予測される。

ごみ排出量の予測結果は図4-1に示すとおり、減少が見込まれる。

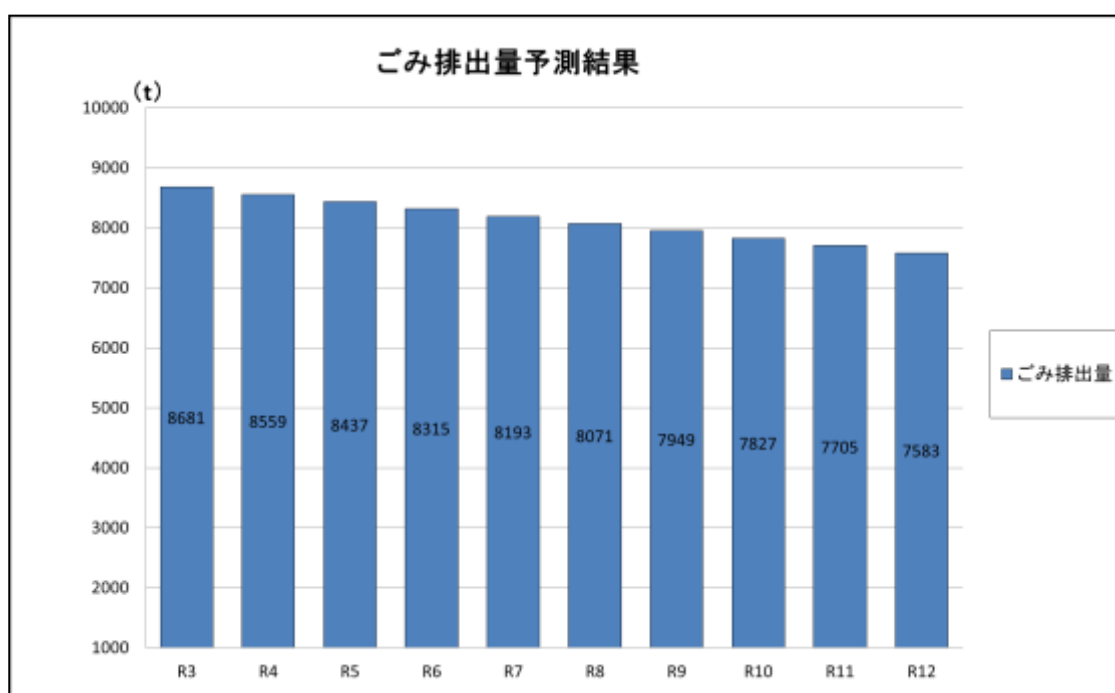
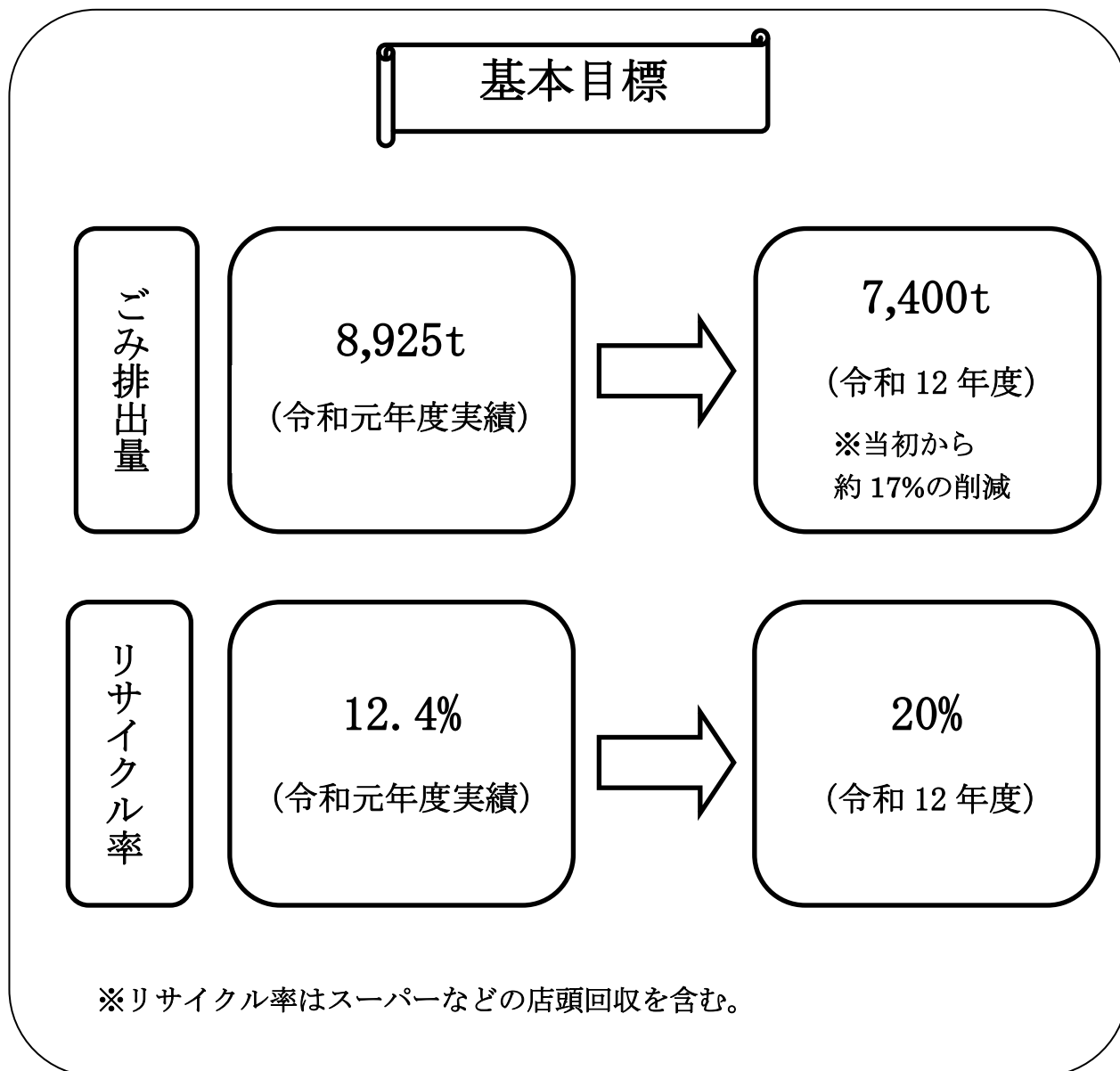


図4-1 ごみ排出量予測結果

第3節 基本目標

本計画の基本目標については、今後、ごみの分別方法の周知、生ごみの減量化や堆肥化の推進、可燃ごみに含まれる紙のリサイクルの取り組みにより、令和12年度（目標年度）時点の目標を以下のように設定する。



第4節 具体的な施策

1. 3Rの推進

3Rを推進するため、下記の取り組みを行う。

【各主体の取り組み】

	市民	事業者	行政
食品ロスの削減	・適量の購入、食べ切りに努める。 ・賞味期限・消費期限の正しい理解に努める。 ・エコクッキング※1を実施し、食品ロスの削減に努める。 ・「3010運動」※2を实践する。	・食品ロスが発生しにくい小盛りメニューなどの料理の提供に努める。 ・エコクッキングのレシピや食品ロスの削減につながる工夫を店舗やウェブサイトで紹介する。 ・「3010運動」に協力し、食品ロス削減に取り組む。	・食品ロスの削減や「3010運動」に対する取り組みについて周知する。 ・食べ残しや未利用食品に関する情報提供を行う。
生ごみの減量化・資源化	・生ごみの水切りを徹底し、減量化する。 ・生ごみ堆肥化事業に取り組む。 ・家庭用生ごみ処理機で生ごみの減量化・資源化する。	・生ごみの水切りを徹底し、減量化する。 ・事業系生ごみ処理機で生ごみの減量化・資源化する。	・生ごみの水切りを啓発する。 ・生ごみ堆肥化事業に取り組む市民を増やす。 ・家庭用・事業系生ごみ処理機の設置費用を補助する。
使い捨て商品の利用抑制	・マイバックを持参するなどレジ袋の削減に努める。 ・マイ箸、マイボトル、マイカップを使用し、ごみの発生抑制を図る。 ・詰め替え商品や簡素な包装を利用する。	・リターナブル容器を普及する。 ・使い捨て箸、容器の利用を控える。 ・詰め替え商品の対象商品を拡充する。 ・製品輸送時や販売時に過剰な梱包を抑制する。	・使い捨て商品の利用抑制などを啓発する。

	市民	事業者	行政
資源化の推進	・分別の理解を深める。 ・トレイや紙パック等の資源ごみの店頭回収に協力する。 ・地域における資源ごみのリサイクルに努める。 ・可燃ごみに含まれる紙類のリサイクルに取り組む。	・容器包装のリサイクルに取り組む。（「容器包装リサイクル法」に規定）	・トレイや紙パック等の資源ごみの店頭回収の拡大を推進する。 ・再生資源の回収を行う団体に奨励金を交付し、支援する。 ・可燃ごみに含まれる紙のリサイクルに取り組むように啓発する。

※1 エコクッキングとは調理をする際、食材を無駄なく使いきるため、野菜や果物の皮や葉を使ったり、出汁を再利用すること。

※2 「3010運動」とは宴会時に最初の30分、最後の10分は自席について食事に専念し、食べ残しを減らす運動。

2. 循環型社会の推進

循環型社会を推進するため、下記の取り組みを行う。

【各主体の取り組み】

	市民	事業者	行政
教育・啓発	・ごみ処理施設等の見学や環境に関するイベントを通じて、ごみに関する理解を深める。 ・学校や町内会で環境学習を実施し、ごみの問題について考える。 ・循環型社会に関する理解を深める。	・ごみ処理施設等の見学や環境に関するイベントを通じて、ごみに関する理解を深める。 ・循環型社会に関する理解を深める。	・ごみ処理施設の見学や環境に関するイベント等の支援を行い、情報提供や啓発活動を行う。 ・出前講座を通じてごみの減量化・資源化について啓発を行う。 ・ごみに関する人材育成に努める。
生ごみの堆肥化	・生ごみ堆肥化事業に取り組む。	・事業系生ごみ処理機を利用し、生ごみの堆肥化に取り組む。	・生ごみ堆肥化事業による野菜作りを推進する。 ・堆肥化技術をSNS等で情報発信してPRする。 ・鳥羽市リサイクルパークで国内外の視察を受け入れる。

3. 適正なごみ処理の推進

適正なごみ処理を推進するため、下記の取り組みを行う。

【各主体の取り組み】

	市民	事業者	行政
不法投棄対策	・ボランティア清掃を行う。 ・不法投棄されないように所有地を適正に管理する。 ・一般廃棄物の適正な処理を行う。 ・不法投棄は多大な迷惑行為であるため、絶対に行わない。	・ボランティア清掃を行う。 ・不法投棄されないように所有地を適正に管理する。 ・事業系一般廃棄物や産業廃棄物の適正な処理を行う。 ・不法投棄は多大な迷惑行為であるため、絶対に行わない。	・ボランティア清掃の回収、処理を支援する。 ・不法投棄の情報収集を行い、適正な処理を促す。 ・地域の不法投棄撲滅のため、看板設置の支援をする。 ・県や警察等と連携を図る。
海岸漂着物対策	・ボランティアで海岸や道路の清掃を行う。 ・海ごみの発生抑制のため、絶対にポイ捨てやごみの放置を行わず、ごみの適正処理に努める。	・ボランティアで海岸や道路の清掃を行う。 ・海ごみの発生抑制のため、絶対にポイ捨てやごみの放置を行わず、ごみの適正処理に努める。	・ボランティア清掃の回収、処理を支援する。 ・海岸管理者に協力してごみ処理を行う。 ・道路のごみが海に流れないように環境パトロールを行う。 ・市外から海ごみが流れ着く現状を発信し、発生抑制の促進に努める。
生ごみの島内処理	・生ごみの水切りを徹底し、市設生ごみ処理機（答志島3地区を除く）で処理する。	・生ごみの水切りを徹底し、市設生ごみ処理機（答志島3地区を除く）で処理する。	・坂手町、菅島町、神島町については、市設生ごみ処理機の維持管理や更新を行う。 ・答志島の3地区については、サービス向上と経費削減の観点からごみの減量化の手法を検討するものとする。
ごみ集積所の適正維持	・地域が設置したごみ集積所の維持管理を行う。	・原則、地域のごみ集積所は使用しない。	・地域が設置するごみ集積所の設置等に補助金を交付する。

第5節 SDGsと本計画の関連について

平成27年9月の国連サミットにおいて「持続可能な開発のための2030アジェンダ」が採択され、平成28年から令和12年までの15年間に国際社会が取り組む17の目標と169のターゲットで構成されるSDGsが盛り込まれた。

当市としても、SDGsは国際社会が未来を共有する目標としてのみならず、地域の課題解決に直結するものであることから本計画において持続可能な社会づくりをさらに推進し、SDGsの実現に取り組むものとする。

このうち、特に本計画と関連が深い分野について、表4-1のとおり示す。

表 4 - 1 SDGsと本計画の関係

本計画に關係するSDGsの目標	SDGsに關係する 本計画の施策	SDGsと関連性の高い 本計画の具体的施策
 包摂的で安全かつ強靱で持続可能な都市及び人間居住を実現する	適正なごみ処理の推進（P22）	・生ごみの島内処理 ・ごみ集積所の適正維持
 持続可能な生産消費形態を確保する。	3Rの推進（P19-20）	・食品ロスの削減 ・生ごみの減量化・資源化 ・使い捨て商品の利用抑制 ・資源化の推進
 持続可能な開発のために海洋・海洋資源を保全し、持続可能な形で利用する。	適正なごみ処理の推進（P22）	・不法投棄対策 ・海岸漂着物対策
 持続可能な開発に向けて実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する。	循環型社会の推進（P21）	・教育・啓発 ・生ごみの堆肥化

第6節 収集・運搬・中間処理・最終処分計画

1. 収集・運搬計画

1) 本土

本土については、現状の収集・運搬（詳細についてはP8を参照）を維持しつつ、排出状況や社会情勢の変化等に応じて見直すものとする。

2) 離島

①答志町（答志地区）

答志町（答志地区）については、基本、現状の収集・運搬（詳細についてはP9を参照）を維持する。ただし、金属類の収集については地域の実情を考慮し、月2回から月1回に変更する。

今後、ごみ減量化の手法、排出状況や社会情勢の変化等に応じて収集・運搬方法を見直すものとする。

②答志町（和具地区）、桃取町

答志町（和具地区）、桃取地区については、現状の収集・運搬（詳細についてはP10を参照）を維持する。

今後、ごみ減量化の手法、排出状況や社会情勢の変化等に応じて収集・運搬方法を見直すものとする。

③坂手町、菅島町、神島町

坂手町、菅島町、神島町については、現状の収集・運搬（詳細についてはP11を参照）を維持する。市設生ごみ処理機については更新を行っていくものとする。

なお、排出状況や社会情勢の変化等に応じて見直すものとする。

2. 中間処理計画

1) 本土の施設

①やまだエコセンター

広域連合と市の取り決めにより、市内から排出されるごみは引き続き、やまだエコセンターでの処理を基本とする。

②鳥羽市清掃センター（リサイクル拠点）

鳥羽市清掃センターは、各集積所や鳥羽市リサイクルパークで回収した資源ごみなどを分別・選別し、中間処理施設または最終処分施設へ搬出するための重要拠点として位置付けている。

また、稼働を終了している焼却炉等については計画的に解体、撤去していき、効率的な収集体制を踏まえた再編についても検討していくものとする。

③鳥羽市リサイクルパーク（リサイクル拠点）

鳥羽市リサイクルパークでは引き続き、可燃ごみ、粗大ごみを除くごみの受け入れを行う。雑紙のリサイクルを推進するため、これまで可燃ごみとして処理していた窓付き封筒や防水加工の紙類の受け入れも行う。

また、生ごみ堆肥化事業として、引き続き、家庭の生ごみを受け入れ、堆肥化を行う。

④紙リサイクルステーション

紙のリサイクルを定着するために行ってきたこの事業は、市民の意識向上により、一定の成果を上げられたことから、既存の設備については継続運用していくものとするが、原則、新規設置や大規模改修は行わないものとする。

2) 離島の施設

①市設生ごみ処理機

坂手町、菅島町、神島町については引き続き、島内処理を図るため、市設生ごみ処理機の維持管理、更新をする。

答志島3地区については、サービス向上と経費削減の観点から効率的な中間処理の手法を検討するものとする。

②ストックヤード

離島から排出される資源ごみの分別を行うための施設として、引き続き、維持管理を行っていくものとする。

3. 最終処分計画

焼却または再資源化による処理が困難なガラス・陶磁器類等は、引き続き、市外で埋め立てによる最終処分を行うものとする。

第7節 稼働終了施設の方性

1. 焼却施設

焼却処理を終了した鳥羽市清掃センター及び答志島清掃センターの焼却炉（表4-2）は計画的に解体、撤去していくものとする。

表4-2 焼却施設

施設名称	鳥羽市清掃センター焼却炉	答志島清掃センター焼却炉
所在地	鳥羽市松尾町字西片ビタ 1240-9	鳥羽市桃取町 797-3
供用開始	昭和 56 年	平成 6 年
処理方式	ストーカ式焼却炉（バッチ炉）	ストーカ式焼却炉（バッチ炉）
処理能力	45t/日（22.5t×2 炉）	8t/日

2. 最終処分施設

埋立てを終了した鳥羽市清掃センター最終処分場及び菅島一般廃棄物最終処分場（表4-3）は、廃棄物処理法に基づき適正に施設の廃止を行うものとする。

表4-3 最終処分施設

施設名称	鳥羽市清掃センター最終処分場	菅島一般廃棄物最終処分場
所在地	鳥羽市松尾町字西片ビタ 1240-9	鳥羽市菅島町字村山 429-1
供用開始	昭和 56 年	平成 2 年
埋立面積	29,550 m ²	3,800 m ²
埋立容量	200,000 m ³	13,000 m ³
埋立対象物	不燃ごみ、破碎ごみ、中間処理残渣、焼却残渣	不燃ごみ、破碎ごみ、中間処理残渣

第8節 その他ごみ処理計画

1. 特別管理一般廃棄物の処理

廃棄物処理法では、爆発性、毒性、感染性等の人の健康または生活環境に係る被害の恐れのある一般廃棄物を特別管理一般廃棄物として規定し、必要な処理基準を設け、通常の廃棄物よりも厳しい規制を行っている。市では法令に従い、適正に処分するように指導していく。

表 4－4 特別管理一般廃棄物

種類	概要
PCB使用部品	廃エアコン・廃テレビ・廃電子レンジに含まれるPCBを使用する部品
廃水銀	水銀使用製品が一般廃棄物となったものから回収した廃水銀
ばいじん	ごみ処理施設の集じん施設で生じたばいじん
ばいじん、燃え殻、汚泥	ダイオキシン類対策特別措置法の特定施設である廃棄物焼却炉から生じたもので、ダイオキシン類を3ng/gを超えて含有するもの
感染性一般廃棄物	医療機関等から排出される一般廃棄物であって、感染性病原体が含まれ、もしくは付着しているおそれのあるもの

2. 感染症に係る廃棄物の処理

感染症対策については、国や県のガイドラインに沿って適正な処理を行うよう市民や事業者にも周知を徹底する。

3. 処理困難物の処理

市で処理ができないものとして、表4-5に示すものを指定しており、今後も排出者には販売店または購入店による引き取りや廃棄物処理業者による処理を推進する。

表 4－5 処理困難物

項目	内容
処理困難物	スプリング入り家具、園芸用土、汚泥、ガスボンベ、漁業用廃材・機器類、農業用廃材・機器類、建築廃材、コンクリート、在宅医療廃棄物（注射針など）、自動車、自動車部品、単車、タイヤ、廃油、バッテリー、有毒物質（農薬類）、産業廃棄物、消火器、太陽光パネル、その他処理できないもの

4. 災害廃棄物対策

1) 基本的な考え方

本市においては、南海トラフを震源とする巨大地震の発生が危惧されており、その発生に伴って生じる災害廃棄物の処理について、あらかじめ必要な対策の構築に努める。

災害廃棄物の処理においては、環境負荷の低減、資源の有効活用の観点から、可能な限り、分別、選別、再利用等により、最終処分量を低減し、円滑・迅速な処理に努める。

2) 災害廃棄物の処理

環境省の災害廃棄物対策指針（平成26年3月）に従い、本市における災害時の廃棄物の事前対策として鳥羽市災害廃棄物処理計画（平成29年9月）を策定した。

また、災害時には被災状況を踏まえた災害廃棄物の発生量の推計結果と処理可能量を把握し、速やかに「災害廃棄物処理実行計画」を策定してスムーズな災害廃棄物の処理に努める。

3) 生活ごみ等（避難所ごみ）の処理

避難所ごみを含む生活ごみは、発災後3日から4日後に収集の開始を目指し、やむを得ない場合を除き、やまだエコセンターにて処理を行うこととし、原則、災害廃棄物の仮置場では受け入れないものとする。

収集運搬車両が不足する場合には、三重県災害等廃棄物処理応援協定により三重県に応援を要請するものとする。

第5章 計画の推進

本計画においては、計画（Plan）、実行（Do）、評価（Check）、改善（Act）の「PDCAサイクル」（図5-1）により、計画の進行管理を図る。詳細は次のとおりである。

1）計画（Plan）

廃棄物処理法第6条第1項に基づき、本計画を策定する。また、改善（Act）により見直すべき場合は本計画に反映する。

2）実行（Do）

計画（Plan）に示された施策を実行（Do）する。

3）評価（Check）

施策の実行（Do）により、一般廃棄物処理実施計画に定めた目標について、毎年度の達成状況の評価（Check）する。

4）改善（Act）

評価（Check）において、毎年度の目標達成状況に停滞等が生じた場合は施策の改善（Act）を行う。

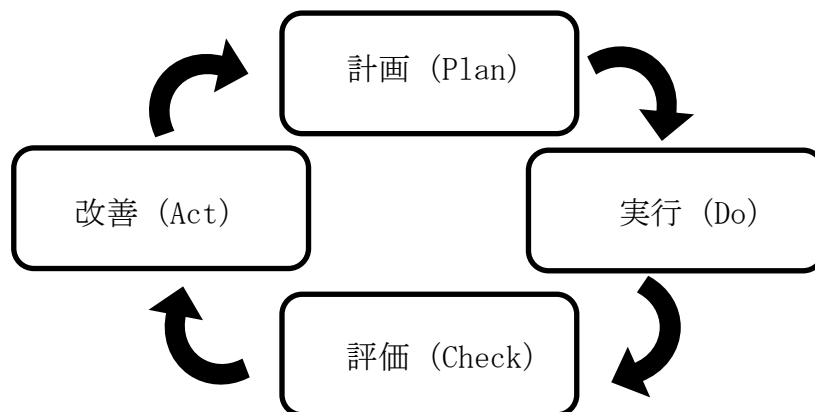


図5－1 本計画におけるPDCAサイクル